

東京都が所有する防災上重要な 公共建築物の耐震性に係るリスト

平成 28 年 7 月

東 京 都

■ 6 耐震化の実績

平成 27 年度の耐震化の実績は、表 5 のとおりです。

耐震化未実施棟数 76 棟のうち 47 棟の耐震化を実施し、平成 27 年度末の耐震化未実施棟数は 29 棟となっています。

その結果、平成 27 年度末の耐震化率は、99.4%となります。なお、残る 29 棟については、今後も耐震化の完了に向けて事業を着実に進めていきます。

(表 5) 耐震化の実施状況

区分	耐震化未実施棟数 (H26 年度末)	H27 年度 診断を実施した 結果、十分な耐 震性が確保され ていないもの	H27 年度 耐震化実施 棟数			耐震化未実施 棟数 (H27 年度末)
				耐震補強 実施棟数	建替え等 実施棟数	
区分Ⅰ	9	－	5	－	5	4
区分Ⅱ	67	－	42	10	32	25
計	76	－	47	10	37	29

(耐震化未実施棟数には、耐震診断未実施棟数を含む。)

■ 7 用語説明

用 語	用語の説明
I s 値	構造耐震指標のことで、建築物の階ごとに算出される。耐震改修促進法告示第 184 号によると、Is 値が 0.6 以上の場合に、大地震時に「倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」、0.3 以上 0.6 未満の場合に「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」、また 0.3 未満の場合に「倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」とされている。本リストの Is 値は、個々の建築物、又は東京都が区分所有している場合は、当該区分所有部分の最低 Is 値を示す。
新耐震基準	昭和 56 年 6 月に導入された構造基準のことで、中規模の地震に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。
旧耐震基準	昭和 56 年 5 月以前の構造基準のことで、この基準で作られた建築物は震度 5 強程度の中規模地震に対して建物がほとんど損傷しないが、大規模地震に対する安全性を検討する必要がある。
防災上重要な公共建築物	災害時に震災対策指示や応急復旧を行なう施設や多数の都民が利用する施設など、防災上の重要性が高い公共建築物のこと。